

約款・規定集 新旧対照表

(平成 24 年 6 月)

- ・ 株式等振替決済口座管理約款 . . . 1
- ・ 一般債振替決済口座管理約款 . . . 6

株式等振替決済口座管理約款新旧対照表

(下線部変更箇所)

新	旧
<p>第 8 条 【発行者に対する代表者届又は代理人選任届その他の届出】</p> <p>(現行どおり)</p> <p>2 前項の発行者に対する届出の取次ぎは、お客さまが新たに取得した振替株式、振替新株予約権付社債、振替新株予約権、振替投資口、振替優先出資、<u>振替上場投資信託受益権又は振替受益権</u>については、総株主通知、総新株予約権付社債権者通知、総新株予約権者通知、総投資主通知、総優先出資者通知若しくは総受益者通知(以下第 26 条において「総株主通知等」といいます。)又は個別株主通知、個別投資主通知若しくは個別優先出資者通知のときに行うことにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。</p>	<p>第 8 条 【発行者に対する代表者届又は代理人選任届その他の届出】</p> <p>(省 略)</p> <p>2 前項の発行者に対する届出の取次ぎは、お客さまが新たに取得した振替株式については、総株主通知又は個別株主通知、振替新株予約権付社債、振替新株予約権、振替投資口、振替優先出資、<u>振替受益権又は振替上場投資信託受益権</u>については、総株主通知、総新株予約権付社債権者通知、総新株予約権者通知、総投資主通知、総優先出資者通知、<u>受益者登録の請求の取次ぎ</u>若しくは総受益者通知(以下第 26 条において「総株主通知等」といいます。)又は個別株主通知、個別投資主通知若しくは個別優先出資者通知のときに行うことにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。</p>
<p>第 11 条 【振替の申請】</p> <p>(現行どおり)</p> <p>2 お客さまが振替の申請を行うに当たっては、その 4 営業日前までに、次に掲げる事項を当社所定の依頼書に記入の上、届出の印章(又は署名)により記名押印(又は署名)してご提出ください。</p> <p>1 当該振替において減少及び増加の記載又は記録がされるべき振替株式等の銘柄及び数量</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 前号の振替決済口座において減少の記載又は記録がされるのが質権欄である場合には、当該記載又は記録がされるべき振替株式等についての株主、新株予約権付社債権者、新株予約権者、投資主、優先出資者又は受益者(以下本条において「株主等」といいます。)の氏名又は名称及び住所並びに第 1 号の数量のうち当該株主等ごとの数量</p> <p>4 特別株主、特別投資主、特別優先出資者若しくは特別受益者(以下本条において「特別株主等」といいます。)の氏名又は名称及び住所並びに第 1 号の数量のうち当該特別株主等ごとの数量</p> <p>5・6 (現行どおり)</p> <p>7 前号の口座において増加の記載又は記録がされるのが質権欄である場合には、振替数量のうち株主等ごとの数量並びに当該株主等の氏名又は名称及び住所並びに株主が機構が定める外国人保有制限銘柄の直接外国人であること等</p> <p>8 (現行どおり)</p> <p>3 前項第 1 号の数量のうち振替上場投資信託受益権の数量にあつては、その振替上場投資信託受益権の 1 口の整数倍となるよう提示しなければなりません。</p> <p>4 (現行どおり)</p> <p>5 (現行どおり)</p> <p>6 (現行どおり)</p>	<p>第 11 条 【振替の申請】</p> <p>(省 略)</p> <p>2 お客さまが振替の申請を行うに当たっては、その 4 営業日前までに、次に掲げる事項を当社所定の依頼書に記入の上、届出の印章(又は署名)により記名押印(又は署名)してご提出ください。</p> <p>1 当該振替において減少及び増加の記載又は記録がされるべき振替株式等の銘柄及び数量又は口数</p> <p>2 (省 略)</p> <p>3 前号の振替決済口座において減少の記載又は記録がされるのが質権欄である場合には、当該記載又は記録がされるべき振替株式等についての株主、新株予約権付社債権者、新株予約権者、投資主、優先出資者又は受益者(以下本条において「株主等」といいます。)の氏名又は名称及び住所並びに第 1 号の数量又は口数のうち当該株主等ごとの数量又は口数</p> <p>4 特別株主、特別投資主、特別優先出資者若しくは特別受益者(以下本条において「特別株主等」といいます。)の氏名又は名称及び住所並びに第 1 号の数量又は口数のうち当該特別株主等ごとの数量又は口数</p> <p>5・6 (省 略)</p> <p>7 前号の口座において増加の記載又は記録がされるのが質権欄である場合には、振替数量又は口数のうち株主等ごとの数量又は口数並びに当該株主等の氏名又は名称及び住所並びに株主が機構が定める外国人保有制限銘柄の直接外国人であること等</p> <p>8 (省 略)</p> <p>3 前項第 1 号の口数は、その振替上場投資信託受益権の 1 口の整数倍となるよう提示しなければなりません。</p> <p>4 (省 略)</p> <p>5 (省 略)</p> <p>6 (省 略)</p>

新	旧
<p>第 15 条 【担保株式等の取扱い】 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 お客さまは、担保株式等の届出の記録における振替元口座又は振替先口座の加入者である場合には、当該記録に係る担保株式等についての担保解除等により当該記録における振替先口座に当該担保株式等の数量についての記載又は記録がなくなったときは、当社に対し、遅滞なく、機構に対する担保株式等の届出の記録の解除の届出の取次ぎの請求をしていただきます。</p>	<p>第 15 条 【担保株式等の取扱い】 (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p> <p>3 お客さまは、担保株式等の届出の記録における振替元口座又は振替先口座の加入者である場合には、当該記録に係る担保株式等についての担保解除等により当該記録における振替先口座に当該担保株式等の数量又は口数についての記載又は記録がなくなったときは、当社に対し、遅滞なく、機構に対する担保株式等の届出の記録の解除の届出の取次ぎの請求をしていただきます。</p>
<p>第 24 条の 2 【振替上場投資信託受益権の併合等に係る手続き (振替上場投資信託受益権に関する規程)】 当社は、振替上場投資信託受益権の併合又は分割に際し、機構の定めるところにより、お客さまの振替決済口座に増加又は減少の記載又は記録を行います。</p>	(新 設)
<p>第 24 条の 3 【振替受益権の併合等に係る手続き (振替受益権に関する規程)】 当社は、振替受益権の併合又は分割に際し、機構の定めるところにより、お客さまの振替決済口座に増加又は減少の記載又は記録を行います。</p> <p>2 当社は、信託の併合又は分割に際し、機構の定めるところにより、お客さまの振替決済口座に増加又は減少の記載又は記録を行います。</p>	<p>第 24 条の 2 【振替受益権の併合等に係る手続き (振替受益権に関する規程)】 当社は、振替受益権の併合又は分割により、お客さまの振替決済口座に増加又は減少の記載又は記録を行います。</p> <p>2 当社は、信託の併合又は分割により、お客さまの振替決済口座に増加又は減少の記載又は記録を行います。</p>
<p>第 24 条の 4 【振替上場投資信託受益権等の抹消手続き】 振替決済口座に記載又は記録されている振替上場投資信託受益権又は振替受益権について、お客さまから当社に対し抹消の申請が行われた場合、機構が定めるところに従い、お客さまに代わってお手続きさせていただきます。</p> <p>2 振替上場投資信託受益権について、機構が定める場合には抹消の申請をすることはできません。</p>	<p>第 24 条の 3 【振替上場投資信託受益権等の抹消手続き】 振替決済口座に記載又は記録されている振替上場投資信託受益権又は振替受益権について、お客さまから当社に対し抹消の申請が行われた場合、機構が定めるところに従い、お客さまに代わってお手続きさせていただきます。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>
<p>第 25 条 【配当金等に関する取扱い】 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 お客さまが前項の株式数等比例配分方式の利用を内容とする配当金等振込指定の取次ぎを請求する場合には、次に掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱います。</p> <p>1～5 (現行どおり)</p> <p>6 お客さまが次に掲げる者に該当する場合には、株式数等比例配分方式を利用することはできないこと。</p> <p>イ・ロ (現行どおり)</p> <p>ハ 他の者から株券喪失登録がされている株券に係る株式 (当該株式の銘柄が振替株式であるものに限る。) の名義人である加入者、当該株券喪失登録がされている株券に係る株券喪失登録者である加入</p>	<p>第 25 条 【配当金等に関する取扱い】 (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p> <p>3 お客さまが前項の株式数等比例配分方式の利用を内容とする配当金等振込指定の取次ぎを請求する場合には、次に掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱います。</p> <p>1～5 (省 略)</p> <p>6 お客さまが次に掲げる者に該当する場合には、株式数等比例配分方式を利用することはできないこと。</p> <p>イ・ロ (省 略)</p> <p>ハ 他の者から株券喪失登録がされている株券に係る株式 (当該株式の銘柄が振替株式であるものに限る。) の名義人である加入者、当該株券喪失登録がされている株券に係る株券喪失登録者である</p>

新	旧
<p>者又は会社法第 225 条第 1 項の規定により当該株券喪失登録がされている株券について当該株券喪失登録の抹消を申請した者である加入者</p> <p>4 (現行どおり)</p> <p>5 (現行どおり)</p>	<p>加入者又は会社法第 223 条第 1 項の規定により当該株券喪失登録がされている株券について当該株券喪失登録の抹消を申請した者である加入者</p> <p>4 (省 略)</p> <p>5 (省 略)</p>
<p>(削 る)</p>	<p><u>第 25 条の 8 【振替受益権の発行者への通知(振替受益権に関する規定)】</u></p> <p><u>当社は、機構が定めるところにより、お客さまの氏名又は名称及びその他機構が定める情報が、総受益者通知において発行者に対して提供されることにつき、お客さまにご同意いただいたものとして取り扱います。</u></p>
<p>第 26 条 【総株主通知等に係る処理】</p> <p>当社は、振替株式等について、機構に対し、機構が定めるところにより、株主確定日(振替新株予約権付社債にあっては新株予約権付社債権者確定日、振替新株予約権にあっては新株予約権者確定日、振替投資口にあっては投資主確定日、協同組織金融機関の振替優先出資にあっては優先出資者確定日、振替上場投資信託受益権及び振替受益権にあっては受益者確定日。以下この条において同じ。)における株主(振替新株予約権付社債にあっては新株予約権付社債権者、振替新株予約権にあっては新株予約権者、振替投資口にあっては投資主、協同組織金融機関の振替優先出資にあっては優先出資者、振替上場投資信託受益権及び振替受益権にあっては受益者。なお、登録株式質権者、登録投資口質権者又は登録優先出資質権者となるべき旨の申出をした場合を含みます。以下「通知株主等」といいます。)の氏名又は名称、住所、通知株主等の口座、通知株主等の有する振替株式等の銘柄及び数量、その他機構が定める事項を報告します。</p> <p>2 機構は、前項の規定により報告を受けた内容等に基づき、総株主通知等の対象となる銘柄である振替株式等の発行者(振替上場投資信託受益権にあっては発行者及び受託者。次項において同じ。)に対し、通知株主等の氏名又は名称、住所、通知株主等の有する振替株式等の銘柄及び数量、その他機構が定める事項を通知します。この場合において、機構は、通知株主等として報告したお客さまについて、当社又は他の口座管理機関から通知株主等として報告しているお客さまと同一の者であると認めるときは、その同一の者に係る通知株主等の報告によって報告された数量を合算した数量によって、通知を行います。</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>4 <u>当社は、振替上場投資信託受益権又は振替受益権について、機構が定めるところにより、お客さまの氏名又は名称及びその他機構が定める情報が、総受益者通知</u></p>	<p>第 26 条 【総株主通知等に係る処理】</p> <p>当社は、振替株式等について、機構に対し、機構が定めるところにより、株主確定日(振替新株予約権付社債にあっては新株予約権付社債権者確定日、振替新株予約権にあっては新株予約権者確定日、振替投資口にあっては投資主確定日、協同組織金融機関の振替優先出資にあっては優先出資者確定日、振替上場投資信託受益権にあっては信託の計算期間終了日、振替受益権にあっては受益者確定日。以下この条において同じ。)における株主(振替新株予約権付社債にあっては新株予約権付社債権者、振替新株予約権にあっては新株予約権者、振替投資口にあっては投資主、協同組織金融機関の振替優先出資にあっては優先出資者、振替上場投資信託受益権及び振替受益権にあっては受益者。なお、登録株式質権者、登録投資口質権者又は登録優先出資質権者となるべき旨の申出をした場合を含みます。以下「通知株主等」といいます。)の氏名又は名称、住所、通知株主等の口座、通知株主等の有する振替株式等の銘柄及び数量又は口数、その他機構が定める事項を報告します。</p> <p>2 機構は、前項の規定により報告を受けた内容等に基づき、総株主通知等の対象となる銘柄である振替株式等の発行者に対し、通知株主等の氏名又は名称、住所、通知株主等の有する振替株式等の銘柄及び数量又は口数、その他機構が定める事項を通知します。この場合において、機構は、通知株主等として報告したお客さまについて、当社又は他の口座管理機関から通知株主等として報告しているお客さまと同一の者であると認めるときは、その同一の者に係る通知株主等の報告によって報告された数量を合算した数量又は口数によって、通知を行います。</p> <p>3 (省 略)</p> <p>4 <u>振替上場投資信託受益権の発行者が機構を通じて受益者登録ができる旨を定めている場合には、お客さまは、当社に対し、信託の計算期間終了日における振替</u></p>

新	旧
<p><u>において、振替上場投資信託受益権の発行者及び受託者又は振替受益権の発行者に対して提供されることにつき、お客さまにご同意いただいたものとして取り扱います。</u></p>	<p><u>上場投資信託受益権に係る受益者登録の請求の取次ぎを委託していただくこととなります。</u></p>
<p>第 35 条 【当社の連帯保証義務】 機構が、振替法等に基づき、お客さま（振替法第 11 条第 2 項に定める加入者に限ります。）に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履行については、当社がこれを連帯して保証いたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 振替株式等の振替手続を行った際、機構において、誤記帳等により本来の<u>数量</u>より超過して振替口座簿に記載又は記録されたにもかかわらず、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた振替株式等の超過分（振替株式等を取得した者のないことが証明された分を除きます。）のうち、振替新株予約権付社債の償還金及び利金、振替上場投資信託受益権の収益の分配金等並びに振替受益権の受益債権に係る債務の支払いをする義務 （現行どおり） 	<p>第 35 条 【当社の連帯保証義務】 機構が、振替法等に基づき、お客さま（振替法第 11 条第 2 項に定める加入者に限ります。）に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履行については、当社がこれを連帯して保証いたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 振替株式等の振替手続を行った際、機構において、誤記帳等により本来の<u>数量又は口数</u>より超過して振替口座簿に記載又は記録されたにもかかわらず、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた振替株式等の超過分（振替株式等を取得した者のないことが証明された分を除きます。）のうち、振替新株予約権付社債の償還金及び利金、振替上場投資信託受益権の収益の分配金等並びに振替受益権の受益債権に係る債務の支払いをする義務 （省 略）
<p>第 36 条 【複数の直近上位機関から顧客口の開設を受けている場合の通知】 当社は、当社が複数の直近上位機関から顧客口の開設を受けており、又は当社の上位機関が複数の直近上位機関から顧客口の開設を受けている場合であって、当社のお客さまが権利を有する振替株式等についてそれらの顧客口に記載又は記録がなされている場合、当該銘柄の権利を有するお客さまに次に掲げる事項を通知します。</p> <ol style="list-style-type: none"> （現行どおり） 当該銘柄についてのお客さまの権利の<u>数量</u>を顧客口に記載又は記録をする当社の直近上位機関及びその上位機関（機構を除きます。） 同一銘柄について複数の直近上位機関から開設を受けている顧客口に記載又は記録がなされる場合、前号の直近上位機関及びその上位機関（機構を除きます。）の顧客口に記載又は記録される当該銘柄についてのお客さまの権利の<u>数量</u> 	<p>第 36 条 【複数の直近上位機関から顧客口の開設を受けている場合の通知】 当社は、当社が複数の直近上位機関から顧客口の開設を受けており、又は当社の上位機関が複数の直近上位機関から顧客口の開設を受けている場合であって、当社のお客さまが権利を有する振替株式等についてそれらの顧客口に記載又は記録がなされている場合、当該銘柄の権利を有するお客さまに次に掲げる事項を通知します。</p> <ol style="list-style-type: none"> （省 略） 当該銘柄についてのお客さまの権利の<u>数量又は口数</u>を顧客口に記載又は記録をする当社の直近上位機関及びその上位機関（機構を除きます。） 同一銘柄について複数の直近上位機関から開設を受けている顧客口に記載又は記録がなされる場合、前号の直近上位機関及びその上位機関（機構を除きます。）の顧客口に記載又は記録される当該銘柄についてのお客さまの権利の<u>数量又は口数</u>
<p>第 38 条 【解約等】 （現行どおり）</p> <ol style="list-style-type: none"> 次の各号のいずれかに該当するお客さまが契約を解約する場合には、速やかに振替株式等を他の口座管理機関に開設したお客さまの振替決済口座へお振替えいただくか、他の口座管理機関に開設したお客さまの振替決済口座を振替元口座として指定していただいたうえで、契約を解約していただきます。 （現行どおり） 	<p>第 38 条 【解約等】 （省 略）</p> <ol style="list-style-type: none"> 次の各号のいずれかに該当するお客さまが契約を解約する場合には、速やかに振替株式等を他の口座管理機関に開設したお客さまの振替決済口座へお振替えいただくか、他の口座管理機関に開設したお客さまの振替決済口座を振替元口座として指定していただいたうえで、契約を解約していただきます。 （省 略）

新	旧
<p>2 お客さまが融資等の契約に基づき、他の加入者の振替決済口座の質権欄に担保株式等に係る株主、投資主、優先出資者、新株予約権付社債権者、新株予約権者若しくは受益者として記載若しくは記録されているとき又はお客さまが他の加入者による特別株主の申出、特別投資主の申出、特別優先出資者の申出若しくは特別受益者の申出における特別株主、特別投資主、特別優先出資者若しくは特別受益者であるとき</p> <p>3 お客さまの振替決済口座の解約の申請にかかわらず、当該申請後に調整株式数、調整新株予約権付社債数、調整新株予約権数、調整投資口数、調整優先出資数、調整上場投資信託受益権口数又は調整受益権数に係る振替株式等についてお客さまの振替決済口座に増加の記載又は記録がされる場合</p> <p>3・4 (現行どおり)</p>	<p>2 お客さまが融資等の契約に基づき、他の加入者の振替決済口座の質権欄に担保株式等に係る株主、投資主、優先出資者、新株予約権付社債権者、新株予約権者若しくは受益者として記載又は記録されているとき又はお客さまが他の加入者による特別株主の申出、特別投資主の申出、特別優先出資者の申出、特別受益者の申出、<u>特別株主、特別投資主、特別優先出資者若しくは特別受益者であるとき</u></p> <p>3 お客さまの振替決済口座の解約の申請にかかわらず、当該申請後に調整株式数、調整新株予約権付社債数、調整新株予約権数、調整投資口数、調整優先出資数又は調整受益権数に係る振替株式等についてお客さまの振替決済口座に増加の記載又は記録がされる場合 (記載漏れ)</p> <p>3・4 (省略)</p>
<p>第44条 【個人情報の取扱い】 <u>お客さまの個人情報（氏名、住所、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、その他機構が定める事項。以下同じ。）の一部又は全部が、法令に定める場合のほか、機構の業務規程に基づくこの約款の各規定により、機構、機構を通じて振替株式等の発行者及び受託者並びに機構を通じて他の口座管理機関（以下「機構等」といいます。）に提供されることがありますが、この約款の定めにより、お客さまの個人情報が機構等へ提供されることについて同意していただいたものとして取り扱います。</u></p> <p>改定年月日 平成 24 年 7 月 20 日</p>	<p>(新 設)</p>

以上

一般債振替決済口座管理約款新旧対照表

(下線部変更箇所)

新	旧														
<p>第 22 条 【振替法に基づく振替制度への移行手続き等に関する同意】</p> <p style="text-align: center;">(現行どおり)</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) (現行どおり)</p> <p>(3) (現行どおり)</p> <p>(4) (現行どおり)</p> <p>(5) (現行どおり)</p> <p><u>(6) 第 23 条の 2 に規定する社債的受益権は、本条の適用除外。</u></p>	<p>第 22 条 【振替法に基づく振替制度への移行手続き等に関する同意】</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) (省 略)</p> <p>(3) (省 略)</p> <p>(4) (省 略)</p> <p>(5) (省 略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>														
<p><u>第 23 条の 2 【社債的受益権の取扱いに関する各規定の読み替え】</u></p> <p><u>この約款における社債的受益権（機構の社債等に関する業務規程に規定する「特定目的信託の社債的受益権」をいいます。）の取扱いは、下表のとおり読み替えます。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">読み替える規定</th> <th style="text-align: center;">読み替えられる 字句</th> <th style="text-align: center;">読み替える字句</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">第 6 条</td> <td style="text-align: center;">利子支払期日</td> <td style="text-align: center;">配当支払期日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">各社債等の金額</td> <td style="text-align: center;">各社債的受益権 の金額</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第 10 条</td> <td style="text-align: center;">元利金</td> <td style="text-align: center;">償還金及び配当</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第 10 条、第 13 条、第 14 条及び第 21 条</td> <td style="text-align: center;">利金</td> <td style="text-align: center;">配当</td> </tr> </tbody> </table> <p>改定年月日 平成 24 年 7 月 20 日</p>	読み替える規定	読み替えられる 字句	読み替える字句	第 6 条	利子支払期日	配当支払期日	各社債等の金額	各社債的受益権 の金額	第 10 条	元利金	償還金及び配当	第 10 条、第 13 条、第 14 条及び第 21 条	利金	配当	(新 設)
読み替える規定	読み替えられる 字句	読み替える字句													
第 6 条	利子支払期日	配当支払期日													
	各社債等の金額	各社債的受益権 の金額													
第 10 条	元利金	償還金及び配当													
第 10 条、第 13 条、第 14 条及び第 21 条	利金	配当													

以 上